

宮津与謝環境組合議会会議録

令和 7 年第 2 回（10 月）定例会

宮津与謝環境組合議会

令和7年 第2回 宮津与謝環境組合議会定例会議事速記録 目次

会期 1日間（10月21日）

1 付議事件一覧	1
1 出席議員氏名	2
1 欠席議員氏名	2
1 説明のため出席した者の職氏名	2
1 議事日程	2
◎ 河原議長の開会宣言	2
※ 日程第1 諸報告	2
※ 日程第2 会議録署名議員の指名	3
※ 日程第3 会期の決定	3
※ 日程第4 議第6号 令和6年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定について	3
○ 城崎管理者の提案理由説明	3
○ 森口事務局長の提案理由説明	3
◎ 野村議員の質問	5
○ 森口事務局長の答弁	7
◎ 野村議員の再質問	8
○ 森口事務局長の再答弁	9
◎ 野村議員の再々質問	10
○ 城崎管理者の答弁	11
○ 森口事務局長の再々答弁	11
◎ 坂根議員の質問	11
○ 森口事務局長の答弁	12
○ 谷口事務局次長の答弁	12
◎ 坂根議員の再質問	13
○ 谷口事務局次長の再答弁	13
○ 谷口事務局次長の再々答弁	13
◎ 今井議員の質問	13
○ 森口事務局長の答弁	14
○ 谷口事務局次長の答弁	14
◎ 今井議員の再質問	15
○ 城崎管理者の答弁	15
◎ 今井議員の再々質問	16
◎ 宇都宮議員の質問	16

○ 森口事務局長の答弁	16
◎ 宇都宮議員の再質問	17
○ 森口事務局長の再答弁	17
(討論なし)	
1 議第6号.....－ 認 定 －	17
※ 日程第5 一般質問	17
◎ 河原議長の閉会宣言	17

令和 7 年 第 2 回（1 0 月）定例会付議事件一覧

会期 1 日間（1 0 月 2 1 日）

事件番号	件 名	議決年月日	議決結果
議第 6 号	令和 6 年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定について	7.10.21	認定

令和7年第2回 宮津与謝環境組合議会定例会議事速記録

令和7年10月21日（火） 午後1時30分 開会

◎出席議員（10名）

河 邊 新 太 郎	野 村 生 八	松 山 義 宗
宇 都 宮 綾	河 原 末 彦	宮 崎 有 平
今 井 浩 介	山 根 朝 子	坂 根 栄 六
松 本 隆		

◎欠席議員 なし

◎議会担当職員

事務局主幹 杉 本 政 也 主 任 上 林 大 志

◎説明のため出席した者の職氏名

管 理 者（宮津市長）	城 崎 雅 文	副管理者（伊根町長）	吉 本 秀 樹
副管理者（与謝野町長）	山 添 藤 真		
事 務 局 長	森 口 英 一	事務局次長	谷 口 直 樹
監 査 委 員	尾 崎 吉 晃		

◎議事日程

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議第6号 令和6年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定について
- 日程第5 一般質問

○議長（河原末彦） それでは、ただ今から、令和7年第2回（10月）宮津与謝環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（河原末彦） 日程第1 「諸報告」であります。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、一般会計の令和6年度2月分、3月分、出納整理期間中の4月分、5月分及び令和7年度4月分、5月分、6月分、7月分、8月分及び9月分の例月出納検査結果報告書、並びに同法第199条第9項の規定に基づく令和7年度一般会計定期監査結果報告書が提出されており、原文は環境組合事務局に保管しておりますので、随時、御覧おきを願います。

○議長（河原末彦） 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、坂根栄六さん、松本隆さんを指名いたします。

以上のお二人に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。

○議長（河原末彦） 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 異議なしと認めます。会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（河原末彦） 日程第4 議第6号を議題といたします

提案理由の説明を願います。城崎管理者。

〔城崎管理者 登壇〕

○管理者（城崎雅文） 本日は、令和7年第2回宮津与謝環境組合議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には何かと御多用のところ御出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

ここで、お許しをいただきまして、本年4月1日付けの宮津市の人事異動に伴いまして、議会出席者に変更がございますので御紹介させていただきます。事務局長の森口英一でございます。

さて、宮津与謝クリーンセンターにつきましては、令和4年2月の再稼働以降、安定した運転を継続しており、また、令和4年10月には、ガス冷却水の適正な処理水質を維持するシステムとして活性炭吸着塔を設置、稼働するなど、安定稼働の水準を高めたところであります。

今後におきましても、令和3年の事象発生の教訓を十分に踏まえまして、再発防止の徹底による安定した運転を継続していくことにより、信頼関係を深めてまいりたいと考えております。御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、只今議題となりました議第6号 令和6年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定につきましては、この後、事務局から詳細説明を申し上げます。

この上ともの御理解と御協力をお願い申し上げ、令和6年度決算について、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河原末彦） 森口事務局長。

〔森口事務局長 登壇〕

○事務局長（森口英一） 議第6号 令和6年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の詳細説明を申し上げます。

まず、令和6年度業務の内容につきまして、お手元に配付しております「令和6年度主要な施策の成果に関する報告書」を御覧いただきたいと思います。表紙から3枚目、1ページに決算の概要を総括しておりますので、その業務の内容について御報告申し上げます。令和6年度の施設全般の稼働や運営に係る業務内容でございますが、主な概要としましては、先ほど管理者からも御説明いたしましたとおり、令和4年2月の再稼働以降、安定的な運転を継続しているところでございます。しかしながら、稼働開始から5年が経過する中で、設備機器の摩耗や連続運転疲労等に伴う故障トラブルが増加傾向であることから、日々の点検確認による故障の早期発見や迅速な修繕対応など、施設運営管理の強化を図ってまいったところです。

ごみ焼却施設では、硫黄酸化物の急上昇による緊急立ち下げ等、計画外の運転停止はあったものの、概ね順調に稼働いたしました。

メタンガス化施設では、燃やすごみ量の減少やガス発電機の故障等のため、メタン発酵槽への投入ごみ量を抑制する必要があったことなどから、総発電量は前年度を下回りました。

マテリアルリサイクル推進施設では、特段のトラブルもなく順調に稼働し、処理回収した資源化物の売払いは、海外情勢の緊迫により資源相場が変動する中、令和5年と比較して令和6年は若干上昇したことから売払い金額は増加しました。

施設運営に関しては、日々の運營業務報告等の内容確認や毎月のモニタリング会議等で、施設の運営状況等の監視・チェックを図るほか、年2回開催するモニタリング委員会において、専門委員等から、指導・助言をいただいたところです。

施設見学等では、総勢407人の皆さんに御来訪いただきました。

施設立地の地元であります須津地区、石川区の皆様に対しましては、地元協定に基づく報告会を通じて、施設の運営状況等を御説明し、施設運営の理解向上に努めたところです。

令和6年度のごみの受入れ総量は、前年度より4.6%程度減少し、発電量についても前年度を4.4%下回りました。

いずれにいたしましても、当施設は、宮津与謝地域の生活環境の保全と公衆衛生の向上、更には温室効果ガスの排出削減に寄与する重要な施設であり、今後ともより安全で安定的・効率的な施設運営に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、令和6年度の主要な施策の成果に関する報告とさせていただきます。

次に、歳入歳出決算につきまして、令和6年度宮津与謝環境組合一般会計歳入歳出決算書により、御説明させていただきます。

まず、歳入について、2ページ、3ページを御覧ください。一番下の歳入合計欄に記載のとおり、予算現額5億8,805万円に対しまして、収入済額は6億6,660円でございます。

歳出につきましては、4ページ、5ページを御覧ください。歳出合計欄に記載のとおり、予算現額5億8,805万円に対しまして、支出済額は5億7,597万8,198円で、不用額は1,207万1,802円、歳入歳出差引残額は2,402万8,462円でございます。

次に、歳入歳出決算額の内訳について、事項別明細書で御説明申し上げます。8ページ、9ページが歳入で、主なものは、1款1項の分担金、収入済額4億6,023万4,000円で、構成市町の分担金を収入したものでございます。分担金の割合は、令和4年度の各市町のごみ処理量実績に基づいて算定した処理量割としており、その内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

次に、2款1項の手数料、収入済額1,889万1,300円で、施設への直接搬入者から、条例で定める10キロ当たり100円の処理手数料を収入したものでございます。

次に、3款1項の繰越金、収入済額2,981万3,328円でございます。

次に、4款諸収入、収入済額9,106万8,032円で、主なものとしましては、備考欄に記載をしていますが、メタンガス化施設での発電による電力売払収入が5,465万8,241円、マテリアルリサイクル推進施設からの資源化物売払収入が3,615万9,129円であります。

続きまして、10ページ、11ページの歳出を御覧ください。1款議会費では、議員報酬として、14万4,929円を支出しております。

次に、2款総務費は、予算現額4,354万6,000円に対して、支出済額は、4,273万3,910円でございます。その内、1項総務管理費、1目一般管理費の支出済額は、4,258万5,127円で、主なものは、12節委託料261万9,212円、これは各種電算システム等の保守料、委託料に係るもの、また、18節負補交3,651万2,349円は、構成市町からの派遣職員に係る負担金、須津地区・石川区への自治振興交付金など、それぞれ備考欄に記載のものを支出したものです。

次に、12ページ、13ページを御覧ください。3款衛生費、予算現額5億4,112万7,000円に対し、支出済額5億3,309万9,359円でございます。1項清掃費 1目じん芥処理費の主なものについて、何点かピックアップして御説明申し上げます。10節需用費、備考欄に記載の燃料費109万6,233円は、ごみ処理に係るホイルローダーやフォークリフトなどの重機車両の燃料費で、運営事業者の実働実績による清算額でございます。11節役務費、備考欄に記載の公害モニタリング装置通信料55万836円は、須津、石川、堂谷地区の公民館前に設置している公害モニタリング表示に係る通信料でございます。12節委託料、備考欄中ほどに記載のクリーンセンター運営業務委託料5億2,047万9,341円は、運営事業者との運営委託契約に基づく委託料でございます。その2つ下の、運営モニタリング等支援業務委託料303万6,000円につきましては、毎月、運営事業者から提出される施設の運営、稼働状況等の報告に対して、その適正性などを専門のコンサル事業者の評価、監視チェックなどを委託し、組合としての監視機能を働かせているものでございます。その下のダイオキシン類測定検査業務委託料161万9,200円は、排ガス・焼却灰・飛灰や周辺土壌に対するダイオキシン類濃度の測定業務2回分でございます。なお、公害防止基準値超過を受けまして、当面の間、ダイオキシン類濃度の測定回数を更に2回分追加して測定していますが、これに係る実施費用については、全額運営事業者の直接負担により行っております。不用額424万1,253円の主なものは、備考欄記載のもの内、1つには使用済電池等の処理運搬委託料が約77万円、当センターの運営業務委託料が約90万円、除雪業務委託料が約48万円、使用済小型電子機器引取り業務が約160万円等でございます。14節の工事請負費300万円につきましても、令和6年度中において、防災沈砂池の土砂浚渫を行う必要性に至らなかったことから、未執行としたものです。これら歳出予算の執行率は、97.9%であります。

なお、各業務やごみ処理の運営実績につきましては、主要成果報告書の「令和6年度組合施策の概要」と別冊の「令和6年度 クリーンセンター運営状況」に詳細を記載しております。

最後に、監査委員から提出されております決算審査意見につきましては、別添のとおりでございます。

以上、令和6年度歳入歳出決算に係る提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河原末彦） これより質疑に入ります。御質疑はありますか。野村生八さん。

○議員（野村生八） それでは6年度決算について、受入れのごみ量とダイオキシンの測定この2つについて伺います。

まず、受入ごみ量についてですが、6年度の搬出総量は、先ほどの運営状況の1ページに書いてあって、4.6%という形で書いてあります。センターの決算というのを見る場合に、運転の状況とともにごみの受入れ量がどういうふうに推移しているのか、その内容の分析等々も含めてするということ、私は非常に大事だというふうに考えています。とりわけ、これらの自治体ごとのごみ量が、どうなっているのかということも大事だと思っています。そこでです

ね、この資料には前年度の総量はありますけども、前年度の自治体ごとはありません。そういったことも含めて、私は今後資料として是非出していただきたいと思っていますが、その点をまず1点と、それから6年度については、4年度くらいからのですね自治体ごと、それから総量の内容と、それから1人あたりのごみ量が非常に大事だと思っていて、1人あたりのごみ量が4、5年度、6年度どういうふうになってきているのかということについても、お聞きしたいと思います。それから、同じく2ページではですね、この資料の2ページでは、燃やすごみの資料があります。こちらは先ほど総量は4.6%の減少ですが、こちらは前年度比5.5%減っていると。燃やさないごみはほぼ同じ量だと。比率が違っていつているわけですが、この違いというのをどういうふうに評価されているのかお聞きをしたいと思います。

それから燃やすごみについてですが、市町ごとの直接搬入と収集車による搬入ですね、それが分けて資料が出されています。この内容を見ますとですね、収集と直接搬入の比較でですね、伊根町、与謝野町、宮津市でかなり違いがあると思っています。直接搬入はですね、収集から見れば伊根町では2.8%、与謝野町では10.8%、宮津市では37%になるかなと分析をいたしました。この違いについては、どのように評価をしているのかお聴きをします。その他を含めて、ごみの量に関係して、他に何か評価されたり課題であったりありましたらお聞きしたいと思います。

もう1点のダイオキシンの測定についてお聞きします。昨年与謝野町では毎年議員懇談会を、よそでもやっていますが、与謝野町でもやっています。昨年の議員懇談会において石田地区から、クリーンセンターの焼却というのは石田地区にも大きな影響があると思っています。そういう意味では、ダイオキシンの測定器をぜひ石田地区にも設置してほしいという要望が出されました。議会としては、議員懇談会で出された要望は全てまとめて町に提出しておりまして、その中に入れてありまして、それに対する回答をいただきました。その内容は、施設運営システムに改良を加える必要があるので多額の経費が必要だと。新たな公害監視モニターの設置は対応できないと。ダイオキシンについてはホームページに掲載しているので、そちらで運転状況を確認いただきたいという町からの回答でした。システムの改修費用というのは、もしこれに改修した場合にどれくらいかかると見込んでおられるのか。それから、町に出されたものは当然センターと協議されて出ていると思って質問しているわけですけども。目の前の石田地区は、石川須津とともに特に影響が出ると思われるのは当然かなと思っています。近いですし。そういう影響のある地域と位置づけされているのかどうかお聞きします。決算審査意見書も4の審査結果の最後に近隣住民に対して適切な情報提供と丁寧な説明をして強固な信頼関係をと書いておられますが、全くその通りだと思いますが、そういう意味では石田地区もこの対象として私は地元と同じという意味ではないですが、影響は他の地区よりも住民にとってはあると思っておられる地域と思っていますので、ここに書いておられるような丁寧な対応をされる地域ということが必要ではないかなと思っていますが、それについてはどのようにお考えかお聞きしたいと思います。それから、先ほどの石田地区から出されているダイオキシン測定に対する要望というのはクリーンセンターにも届いているのか、その点についてもお聞きします。で、出されているダイオキシンの状況が分かるようにということですが、石田地区の方は公害監視モニターを設置してくれと言っておられるように、私はその時いみませんでしたので分からないのですが、議会だよりを読んでいると公害監視モニターを設置してくれというふうに言うておられるとは思えなくて、ダイオキシンが心配なのでダイオキシンが分かるようにと言っておられるのかなと思ったりするのですが、いずれにしてもぜひこれは町も当然ですが、こうい

った問題についてはセンターも一緒になって、是非こちらから、石田地区にそういう意見要望がある、不安があると言っておられるのですが、是非出かけて行ってそういうことについての理解を得るという努力をしていただく必要が大事ではないかと思っています。以上、第1の質問とします。

○議長（河原末彦） 森口事務局長。

○事務局長（森口英一） 野村議員から何点か御質問をいただきました。大きくは2点というふうに思っております。受入ごみ量の関係と、ダイオキシンの表示モニターの関係この2点ということだというふうに思っております。

ごみの搬入量について、全体の総量についてはこちらの資料で分かるわなと。ところが令和4年以降の推移を聞かせてほしいと。加えて各市町の分もと。こういう御質問ということでした。その中で、推移のデータも頂きたいというお話もございましたけども、毎年、毎年こういう形で決算年度分と前年度分を出させていただいておりますので、これで十分事足りるのではないかなと思っております。その上で、搬入量について御説明申し上げたいというふうに思います。議員からもありました令和4年からということでもございましたので、この3年間の推移につきまして申し上げたいと思います。まず、令和4年度です。全体の総量ということで言いますと令和4年度は13,035tということです。令和5年につきましてはこの資料に記載がありますけども、令和5年については12,742t、令和6年については12,152tということでもございます。結果、令和4年度との対比で言いますと、6.8%の減ということになります。それから各市町云々ということもありました。それぞれの市町で4、5、6と機械的に数字を申し上げたいというふうに思います。搬入量の関係です。まず、宮津市です。令和4年度6,365t、令和5年度同じく6,365t、令和6年度6,037tということで4年度との対比で言いますと5.2%の減という状況です。次に、伊根町です。令和4年度6,377t、令和5年度6,397t、令和6年度6,137t、令和4年度対比3.7%の減。次に、与謝野町です。令和4年度6,032t、令和5年度が5,737t、令和6年度が5,501tで、令和4年度対比で8.8%の減。こういう状況です。それから、1人1日当たりのごみ量という御質問もございました。1人1日当たりのごみ量をグラムで、それぞれ機械的になりますけれどもお示しさせていただきたいなと思います。まず全体です。全体で令和4年度927g/人日ということで、1人1日当たり927gということです。以降、数字のみ申し上げます。令和5年度は926、令和6年度は903、令和4年度比で2.6%の減。次に各市町です。宮津市です。令和4年度1,053、令和5年度1,079、令和6年度1,047、令和4年度対比0.6%の減。伊根町です。令和4年度902、令和5年度919、令和6年度905、令和4年度対比3.3%の増。与謝野町です。令和4年度825、令和5年度が800、令和6年度が785ということで、令和4年度対比4.8%の減ということです。ちょっと申し添えておきますけれども、今申しました排出量、これについては当クリーンセンターに入ってきたごみの量を、その年度の人口で割ったものということで御理解をいただきたいということでございます。各市町とは、若干数値がずれる可能性はありますということです。

次に燃やすごみは減少しておるけども、燃やさないごみは変わらないねということの評価、或いは収集と直接運搬の評価ということがございました。評価については各市町マターだというふうに思っておりますので、私ども中間処理施設を運営しております組合の方からの答弁は差し控えさせていただきます。

2点目のダイオキシン対策の関係です。石田区ということでした。例の公害モニタリング装置を石田区にも設置できないかなという御要望をいただいて、議員が取り上げられての御質問ということです。今回決算議案の審査ということでなかなか答弁がしづらい状況かなと思っておるのですが、できる限りの答弁をさせていただきたいと思います。御質問の公害モニタリング装置につきましては、現在、吉津地区公民館と石川地区公民館、堂谷地区公民館の3つに設置いたしております。この設置の理由ということですが、これは本施設の住所地、クリーンセンターの所在地です。これが吉津地区と石川区にあるということから、このクリーンセンターの整備に際しまして、広域ごみ処理施設の設置に関する協定というものをこの両地区と締結をいたしております。その条項の中において、モニタリング装置の設置というものを規定しているということから、この3箇所に設置しているということであります。御理解いただきたいなというふうに思っております。従いまして、議員お触れのこの運営システムを導入するとするならばいかほどかかるのかというような御質問について、現状、答弁を差し控えたというふうに思っております。議員からもお触れになりましたけれども、御心配の方々も多分いらっしゃるんだろうということで、開設当初はやっていなかったですけども、議員もお触れいただいたように環境組合のホームページの中で、モニタリング表示板と同じ内容を毎日のように日々更新という形、日々掲載させていただいておりますので、そちらの方を御覧いただければなというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（河原末彦） 野村生八さん。

○議員（野村生八） 受入ごみの量の種類なり状況の変化というのは、入ってくるごみ、それからクリーンセンターですので、それを分別し、資源ごみ等々で売れるものを売りながらという形で運営されているわけですね。前から何回質問しても同じなのですが、クリーンセンターではこういうごみをどう減量するのか、そして住民に減量を各町が取り組む上での、実際入っているごみの内容、しっかり精査しながら、それを返しながら一緒にやっていくのかというふうなことを問えば、これはクリーンセンターの事業になっていないと。それぞれの町の事業というのが今までの答弁でした。しかしですね、前から言っていますが、やはりクリーンセンターはいわゆる分別も含めてやっているわけですから、どういうごみがどういうふうに入っているのかということもここでないと分からない。現実が分からないのですから、それを各町と共有しながら、各町がやり易いようにしていくのかと。そういう意味では、どうクリーンセンターが評価していくのか。それを含めたクリーンセンターの運営、決算、予算でも同じですが、ということが私は大事だと思っております。是非ここでしか分からないことを返していく中で、一緒に努力をしていくような運営になっていただきたいというのが、決算での私の質疑の趣旨ですし、意見。ここに来られる方については分別の大事さとかね、ごみのいろんな形でのお話をされて、協力を求めておられる、或いは出かけていますという形でされているということも聞いています。一層そういう形でクリーンセンターが1市2町の全体の中心としてぜひ機能していただきたい。よそではそういった役割を持った運用をされているところがあるということで質問しているわけですね。是非それは再度指摘しておきたいと思います。そういう意味では、また答弁がないのかと思うのですが。先ほど答弁いただいたごみの量を聞いていますと、前からいわれているわけですが、1人あたりでは与謝野町が少ないと。これについては、どういうふうな認識を持っておられるのか。それから、この4年から見て与謝野町は大きくごみ量が減ってきている。それをどういうふうに見ておられるのか。そういう内容を、それぞれの市町にどう返しておられるのかということを含めてお聞きしておきたいと思います。

それから先ほど答弁に無かったかと思うのですが、言いましたように再度聞きたいと思うのは、直接搬入と収集車による搬入による比率がですね、大きく違うというのは現場でですね、見て何がこれだけ違うというふうに思っておられるのか。ここは、是非お聞きしたいと思うのですね。そういう視点でいうと、直接搬入の量がですね、与謝野町の方が比率でいえば多いのですね。収集車の比率で見れば、この資料ではね。車は多いのですが、量は少ないということなのかなと。比率で出てるんで、これはなぜなのかなと。これは現場でなければ分からない視点だと思うのですね。その内容を含めて、そういうことが各町の減量の施策等々に影響があるかもしれない大事な視点だと思うので、それらを含めた事業評価で決算という形にさせていただくことが大事だというふうに思っておりますので、指摘しておきます。

ダイオキシンの測定についてなのですが、協定の中にあることによって、公害監視モニターが設置してあるということはもちろん理解しております。ただ、最初いったように地元ではないから影響がないのか。不安がないのかと。影響は近くでも遠くでもないとはいえない。あるわけですが、やはり大きさが違うということですね。距離で見て。特に住民感情的には、地元にあるかないかということではなくて、やはり距離。特に目の前で見えているということであれば、やはり不安ということは大きいと思うのですね。その意味では地元としての協定はそれとして、その一方でその住民の不安があるということについては、それなりの対応努力というのは必要だと思うのですね。だから監視モニターということではなくて、いわれているのはダイオキシンなので、ダイオキシンの状況を今の状況ではなくて、もっと地元が理解してもらえるような形での、ホームページにありますからと回答にあるのですが、そうではなくて資料によっても年4回されているわけですね。毎日連続でされているわけではないですね。ダイオキシンは。そうであれば、4回ごとにその内容をお知らせするのか。その内容をどこか分かるところに表示板、それが表示できる表示板を作るということで、石川も須津地区も年4回の数字が掲載されていると思うのですね。モニターにそれと同じ形で、毎日ではなくて年4回変わったときに変えられるような掲示がされていれば、この不安に対することは他の地域と同じようにできるのではないかと思えるのですが、それはもう話し合いなので、いずれにしても話し合いをしていただきたい。今、要望は強いのですよ。是非、話していただいてどこかに落ち着かせていただくということが必要だと。これは町だけではなくて、クリーンセンターの事業として必要だと思っているので、こういったことがされてないという決算内容でね、されていないので、この場で、決算で求めていると思いますがいかがでしょうか。

○議長（河原末彦） 森口事務局長。

○事務局長（森口英一） 再質問をいただきました。最初に分別収集、失礼、ごみの搬入の関係で、市町ともう少し情報共有をきちっとすべきではないかという御指摘でした。クリーンセンターでしか分からない内容もあるんじゃないのと、各市町が把握しきれない部分があるんじゃないのという、こういうお話でございました。これについては、しっかりと組合の方でも問題意識を持っておりまして、各市町ともきっちり情報共有はさせていただいております。分別の状況でありますとか、特に危険有害ごみの分別だとか、プラごみだとかこういった部分について、いろいろと混入しているケースが多々ありますので、それは市町にもきっちり情報共有をさせていただいて改善策を打ち出させていただいているという状況です。各市町さんにおかれましても住民周知は徹底されておりますし、我々環境組合につきましても市町マターだということで何もしないというわけではございません。勿論、我々も住民周知は徹底を図っているということでございます。またホームページという話にはなりますけれども、そういったこと

でホームページなんかにも日々掲載を、アップをしているという状況だということで御理解をいただきたいなと思います。それから1人あたりのごみ量のお話がございました。少ないところもあれば多いところもあるということでございます。それぞれ市町で、いろいろな施策を展開されているのだろうというふうに思っております。これも議員から言わせると納得、理解できない答弁ということになるかも知れないですが、やはりそこは市町のそれぞれの御努力によって、その市町のごみの減量化とかいうところも達成できているところもあれば、そうでないところもあると。観光客が沢山いらっしゃってということもあって、観光客が落とされたごみ或いは観光客がここで消費された、事業所として処理されたごみというのもごみ搬入総量にカウントされますので、それを人口で割るとなるとそういった不純物もどうしても出てきますということですので、それは御理解いただきたいなと思っております。これは、我々申し訳ないですけど、中間処理施設たる組合が御答弁申し上げるべきことではないのかなと思っております。それぞれの市町が評価をし、展開をされているだろうと思っております。それから3点目の収集と直接搬入の関係です。収集について宮津市では分類ごとに搬入計量しておるということで、それから、与謝野町では中継施設でまとめて搬入しているということです。こういったことから台数が変わってくるということです。それから直接搬入については、毎日許可業者の搬入があるということです。与謝野町さん、伊根町さんあたりは許可業者がないということも要因じゃないかなと思っております。

それから、ダイオキシンのことです。住民の不安を払しょくするということで遠い近いということよりも、我々が重視をいたしておりますのは清掃工場が立地している住所地。我々としては何か根拠付けする必要があるございますので、それこそ先ほど申しましたが、クリーンセンターの整備に際しまして何らかの根拠ということで、それを住所とさせていただいているということから吉津と石川区と決めさせていただいています。その両地区と協定を結んでいるということでございます。従って答弁としましては、何かの根拠付けが必要ということから、その根拠を住所地というふうに置いているということでございます。距離の遠い近いではないということでございます。それから年4回しかダイオキシンの数値がホームページなり、表示モニターに表示されていないねということです。確かにダイオキシンの関係は確かにそうです。ただその他の、ちょっと専門的なお話になってしまうかも知れないですが、塩化水素とか硫黄酸化物とか、窒素酸化物とか、一酸化炭素、それからばいじん、炉内の温度、こういったものは日々ホームページも変えています。表示板自体も毎日、リアルタイムで変わっています。一方、ホームページについては職員が毎日出勤しますので、土日以外は、その折に、その日のデータを必ず打ち込んでおりますので、年4日ということではなしに。基本的には毎日、毎営業日といいますか、データ更新をしているということです。土壌の関係の、ダイオキシンの関係は、年4回ということです。御理解をいただきたいと思います。それから市民説明会というか、市民の不安を払しょくするためにということでございました。これにつきましても同じ答弁になってしまいますけども、先ほどの協定に基づいて市民説明会といいますか報告会をすべき地区として、吉津と石川区ということでやらせていただいているということで、これも根拠は、先ほど申しました住所地ということで決めさせていただいているというところです。よろしくお願いします。

〇議長（河原末彦） 20分経過しておりますので、手短に質疑をよろしくお願いします。野村生八さん。

○議員（野村生八） ごみ量についてなんですが、それぞれ与謝野町まとめてということや、許可業者の関係ということがあったのですが、今一よく分からない。是非、もう一度検討いただいて、改めてごみ量についての報告いただけたらありがたいなと思っております。

ダイオキシンの測定についてですが、石田地区にも報告会を、ということをお求めているわけではなく、公害監視モニターを設置をとっているわけではありません。多分、多分ですが、話していただかないとわからないですが、ダイオキシンが不安というふうに言われているのかなと。ダイオキシンだけであれば年4回なので、さっき言った形でどうでしょうか。いう話をされたら、どこかで折り合えるのではないかと。今、全く折り合えてないのですよね。是非してほしい。いや出来ません。終わり。一遍話してもらって、クリーンセンターだけではなくて、町ももちろん一緒ということは大事だと思いますが、クリーンセンターも入っていただくことが大事だと思っているのですが、それは私が決めることではないのでそちらの判断だと思うのですが、その話し合いを是非してもらって何を要望されてどうしたら解決できるか、解決というか、お互いがどこかで一致できる点を見つけられるのか、見つけれないのか是非やっていただきたいということは、再度ちょっと。報告会であるとかモニターではないということだと思います。お願いしたいと思います。

○議長（河原末彦） 城崎管理者。

○管理者（城崎雅文） 先ほどの石田地区のダイオキシンに対する要望なのですが、要望は組合としては頂いてございませんので、そのあたりの状況等も、野村議員からはおっしゃれましたが、我々は把握できていないという状況です。対応も含めて、我々としては今この時点で答弁ができないという状況でございます。で、与謝野町さんの方に要望が出ているのであれば、組合として与謝野町さんの方にデータを、いくらでも要求していただければ出しますので、そのデータをもって与謝野町さんの方で御対応をいただければよいのかなというふうに思っておりますので、組合としてそういった実情というか要望をいただいておりますし、そういった石田地区との軋轢というかそんなことも現在ないというふうに把握しておりますので、その件に関しては答弁ができないということで御理解をいただければと思います。残りは事務局から御答弁いたします。

○議長（河原末彦） 森口事務局長。

○事務局長（森口英一） 1点目のごみ量の関係です。御要望として承っておきたいと思っております。ダイオキシンの関係につきましては、今、管理者が申しあげたとおりです。以上です。

○議長（河原末彦） 他に御質疑はございませんか。坂根栄六さん。

○議員（坂根栄六） それでは、3点ほどお伺いしたいと思います。まず大きなところで、報告書の方で、やはり当該クリーンセンターのある地域によってはですね、ダイオキシンの発生は迷惑をこうむった経緯もあります。少し敏感になってきているのですが、報告の概要の中で稼働から5年経つということで、摩耗、消耗、連続運転疲労で故障トラブルが増加傾向であるということでございました。その中で、トラブルが増加傾向とういうのが懸念されるなど聞かせていただいたのですが、その中でエネルギーの回収型廃棄物処理施設、ここですね、硫黄酸化物の急上昇による緊急立下げ、脱水装置の脱水不良による燃焼温度の困難事象による緊急立下げということで、緊急対応をいただいているのだなと思っております。これの原因と言いますか、モニタリング委員会ですか、そこと相談して対応しているのかなとちょっと思ったりもするのですが、この硫黄酸化物の急上昇、なぜこういうことが起きているのか。それに

対して、どういう対応をされたのか。また、脱水不良ですよ。これに対してのどういう対応をされたのかということをお聞かせいただきたいと思います。それが大きなところで1点目。

あと、先ほど野村議員からありましたが、ごみの総量についてです。この量と車両台数の比較をしますと、前年度実績からごみの搬入量からいきますと、搬入量総量自体は減っているけれども台数自体が増えているのですね。先ほどの答弁の中では、各市町で収集の方式の方で、台数が変わるのかなという感じは受け取ったのですが、これは、収集の方法の違いで台数が増えているのかということと、若しくは宮津市でいえば、観光地ということもあって観光で出たごみを直接搬入される方が多いのか。あとは、建築資材とかそういう廃棄物の直接搬入が多かったのが台数が増えているのか。そういった傾向みたいなところはどこにあるのか。再度確認させていただけたらと思います。これが2点目です。

3点目は細かいところになりますが、決算書の方で事項別明細書の11ページにあります、表、総務費の中の、一般管理費で有料道路通行料というのが金額的には1万8千円くらいなのですが、これは何を利用されるというのか、これはなぜ発生しているのかをお伺いできたらと思います。以上3点お願いします。

○議長（河原末彦） 森口事務局長。

○事務局長（森口英一） 大きく3点いただきました。主要な施策の成果に関する報告書の1ページのところです。3センテンス目のところでしょうか。硫黄酸化物の急上昇による緊急立下げの関係です。これ、回数としては5月と12月、2回あったということですが、この原因というところでは、運営事業者JVにもいろいろ追及をしているところですが、答えとしてはごみの低質化、高質低質の低い低質という意味ですけど、そのごみの原因だということが1点です。それからその下を書いてあります、脱水装置の排水不良。脱水対応については、後程御説明させていただきます。次長の方から答弁させていただきます。

○議長（河原末彦） 谷口事務局次長。

○事務局次長（谷口直樹） それでは、局長がおっしゃられた補足をさせていただきます。1つ目の脱水不良の件についてでございます。こちらの件につきましては、メタン発酵槽から残渣を引抜くわけなのですが、その引抜いたときに脱水機で絞って残渣を焼却するのと、絞った水というのは、再利用水としてまた利用していくという流れになるのですが、脱水するときにですね、均一な残渣が引抜けたらいいのですが、時と場合によっては、どうしても均質な残渣が引抜けないう場合がございまして、そういったときに、脱水不良という形でうまく絞れないときがございまして、そういったものが大量にごみピットに入ると燃やすごみのときに低質ごみになるというのか、水分の多いごみになってしまうと、どうしても温度が上がりにくくなります。特に2月とかになりますと気温の方も落ちていきますので、そういったときにどうしても脱水不良が影響して温度が上がりにくくなるということがございまして、それもちょうどこの時期でございまして、定期修理の前でございましたので、2日ほど前倒しして止めてしまったというところでございます。

あと、ごみ総量の車両台数の件についてお伺いいただきましたけれども、この収集の違いですけども、昨年度と比べて直接搬入ごみが多いのではないかとということですが、こちらの件につきましては、ある許可業者さんが事業所のごみを、一般家庭のごみも含めて搬入されるわけなのですが、今までであれば1回で計量していたものを、今は事業者側の要望でその都度計量してほしい、こういったごみがどれくらいあったかということとその都度計量してほしいということで、台数が増えているということでございます。

最後に御質問いただきました、有料道路の件についてでございます。こちらにつきましては、容器包装リサイクル協会に紙製容器を搬出しております。プラ製容器包装も搬出しているわけなのですが、その検査が年に1回でございます。その立会いということで名古屋の方に行かせていただきました。その他、鳥取の方にも行かせていただきました。その時の高速料金ということで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（河原末彦） 坂根栄六さん。

○議員（坂根栄六） 分かりました。ありがとうございます。1点目と3点目は分かりました。1点目ですが、そのごみの低質化が原因であったり、あと、均一に残渣が引抜けない場合があるということですが、これの対応はどのようにされたのか。改善をしないとまた同じことを繰り返すことになってしまいますが、その改善策というのはどういうふうにされていますか。

○議長（河原末彦） 谷口事務局次長。

○事務局次長（谷口直樹） 御質問いただきましたごみの引抜きへの対応策ということでございますが、この時に関しましては装置をバラして中を点検して、特に問題はなかったということでございます。その後は、引抜けるようになったということで、その後につきましては特に問題なく引抜けているというのが今の現状でございます。以上でございます。

○議長（河原末彦） 谷口事務局次長。

○事務局次長（谷口直樹） 硫黄酸化物の急上昇の方につきましても、先ほど局長が答弁しましたが、主たる要因はごみ質によるものでございます。そのごみ質の中にですね、硫黄を含むような物質が一瞬的に燃えることによってですね、それはプラスチック類やゴム類、そういうものが該当するかと思いますが、そういったものが燃焼することによって一時的に硫黄酸化物が上昇するということがございます。また、空気予熱器というものがあるのですが、その空気予熱器によって暖められた空気が炉内に入っていくわけですが、その空気予熱器に破孔がございまして、昨年度以降何回か修理はしておるのですが、なかなか完璧な修理ができないこともございまして、どうしても完全に破孔というか、穴が開いている。腐って穴が開いているようになるということでございます。そこが、破孔があることによって、炉内に温められた空気が噴き込まれないということがございまして、その空気が破孔からリークすることによって排ガス中の酸素濃度が上昇するということがございます。そういったときに排ガス分析の方で、どうしても濃度が、今度逆に薄くなるということになるわけなのですが、分析計の中ではなんぼ薄くなっても12%で換算して表示することになっております。薄くなれば数値が低くなりますから、そこを総量規制ということで、12%で換算するようになっております。ということでそういったところの値がですね、実際の値よりも高く表示されているということが判明しておりまして、現在は空気予熱器の配管を閉鎖して対応しているということでございます。それで大体いまのところは1ヶ台の所で推移をしております、安定した燃焼をしているということでございまして、今年度中には空気予熱器の部分を更新していくというふうに伺っておるところでございます。以上でございます。

○議長（河原末彦） 他にご質疑はございますか。今井浩介さん。

○議員（今井浩介） それでは、決算について少しだけ確認をさせていただきたいなと思っております。大きくは2点質問をさせていただきたいなと思っております。今、坂根議員からもありました、主要な施策の成果に関する報告書の部分におきまして、同じところですが、第2段落の総括の部分で、稼働から5年が経過をしている中で摩耗や消耗、連続運転疲労などに伴う故障トラブルなどが増加傾向であったというふうにありましたけれども、この決算書を見せて

いただく中では、そういった緊急対応をされたような補正予算もなかったのかなというふうに思います。全ての予算についても不用額が出ているので、予算内で全て収まったのかなというふうに思うのですが、トラブルに関してのどの項目が、予算のどこから増額になったとか、そういったところはどのようなふうなところで見させていただいたらよろしいのかというのがまず1点目です。

2店目なんですけども、先ほどからございますように、ごみの収集量が全体的には減っている中でのごみの搬入車両の台数が103.6%と増加をしているというところです。今、坂根議員のところの答弁で少しだけ理解ができたところではあったのですが、ごみの搬入車両というのが、そもそも初めにこの資料を見ている中では一般の方が持って来られたりですとか、例えば電気屋さんで何かしら冷蔵庫などを買った、その段ボールであったり発泡スチロールなり、まあいらぬものがあつたのを、そういった小規模事業者さんが持って来られた台数が増えたのかなというふうにも思っていたのですが、特定の業者が今増えた、収集をされる量が増えたというようなお話があつたのですが、特定の業者と一般の業者というのはどういう違いがあるのか。特定の業者とはいったいどういうものなのか教えていただきたいと思います。以上2点お願いします。

○議長（河原末彦） 森口事務局長。

○事務局長（森口英一） 今井議員から2点御質問をいただきました。1点目は私の方からお答えをさせていただきたいなと思っております。先ほどの総括の関係で、5年を経過する中で故障がきたと。そういう傾向にあるということでございました。ただ、故障があつて結構対応をしているのだけでも、予算決算にはあまり反映されていないが大丈夫かと、こういうような御質問かなと思っております。運営委託料、いわゆるJVに20年間の契約をさせていただいているということです。20年間で102億ほど、20年で割るとざっと1年で5億というようなことになっております。年ごとにダゴヘゴダゴヘゴはするんですけども、それを平準化を一定程度していきましようということで、契約当初に20年間大体5億をベースに若干の誤差はあるのですが、というような契約をさせていただいているということです。年間5億ということの中で、今おっしゃった修繕料というのも一定そこに含まれているということなのです。今回増加傾向にはあります。故障がきたということで令和6年度についてはかなりの修繕対応をしたということなのですけれども、その修繕の費用については先ほど申しました20年契約の中の、単年度、単年度ごとの委託料の中に含まれているということです。委託料以外というところでの修繕料は発生していないということで御理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（河原末彦） 谷口事務局次長。

○事務局次長（谷口直樹） それでは私の方から2点目のごみ収集車両の特定業者はどういった業者だということでございますが、一般車両というのは基本的に一般の方が持って来られるわけなのですけれども、個人の方で個人のお家のごみを持って来るということでございますし、その他には事業所さんが自分の所のごみを事業所のごみとして持って来られる、一般廃棄物として持って来られる場合もございます。その他に宮津市の方では、一般廃棄物の収集運搬の許可を持った業者が5業者ございます。その5業者がそれぞれの事業所であつたりとか、それぞれの御家庭のごみを収集する許可を持ってございますので、そういった事業者のごみを毎日搬入しているということでございます。そのごみの種類に応じて、例えば、その地域を回るとすると何箇所か集めてきておったりしておつたのですが、その事業所ごとに計量をしている

という形でございます。そういったことによって車両台数というか計量回数が増えるということで、この昨年度に比べてこの6年度が増えているという状況でございます、以上でございます。

○議長（河原末彦） 今井浩介さん。

○議員（今井浩介） 修繕のところでは、確かに聞いたことあるなというふうに思い出しました。委託料の年間5億円の中での修繕をしていくという、そういう基準があるから、それ以上の多額の修繕がドンドコドンドコ出てきても、そういうものは全部は支払いができませんよという形での、確かに答弁を聞いたかと思い出しましたので、こちらは納得をさせていただきます。その中でもどうしても耐用年数であったり、設備機器に関してもいろいろとバラバラだとは思いますが、今までごみ処理クリーンセンターを運営されている業者さんが入っておられるので、今までの経験からどれくらいたてばこの機械が駄目になっていくとか、そういったところの大体は予測はされておる中で運営をしていただけるのかなと思いますけども、なかなかその5年というのが短いのか長いのか。5年間使うだけでもトラブルが発生する機械って大丈夫なのかとか、ちょっと不安に思ったりする部分も多うございます。その中でも、そういったこともやはり住民説明会であったりとか、こういったことが続いているけどもしっかりとした設備運営をしていく中では全然大丈夫ですよというような、安心安全に繋がられるような報告を今後していただければ、より住民の方々も安心していただけるのかと思いますので、こちらの方はよろしくお願ひしたいなと思います。

もう一方でごみの搬入車両、こちらの方は今宮津市さんの例で挙げられまして、許可業者がおられるというところなので、これがどういったものなのかあまりよく僕も分かってはおりませんが、与謝野町の方ではあまりないのかなという印象もありながら、例えば一般のごみであれば、ある一定の業者さんが契約をされて、ごみ収集を毎日燃えるごみであったり、プラスチックであったり回っておられる中で、そういった特定の業者を認定されることによつての民業圧迫みたいな形でのそういったことにはなつてはいかないのかなという不安もあるのですが、そのあたりがどうなのかということと、業者に頼まないとなかなか、宮津市さんは大きな商業施設などが多いのでごみの量が多いのは分かるのですが、そういった方々に頼まないとごみが出しにくい状況になっているのか。そういったお願ひをしなければならぬ状況なのか、何か宮津市と与謝野町と比べて違いがあるのか。そのあたりをもう少し詳しく分かれば教えていただきたいと思うのですが、

○議長（河原末彦） 城崎管理者。

○管理者（城崎雅文） これは各市町で、ごみの収集形態であるとか事業系ごみをどうするかとか、一般家庭からのごみをどうするかというのは、それぞれの市町、宮津、与謝野町、伊根町に関わらず、京丹後市であったり、南丹市であったり、京丹波町であったり、それぞれで違うと思います、収集の仕方というのは。宮津市の場合でいうと、一般家庭から出るごみは市の方が業者に委託をさせていただいて、宮津市の場合はごみのステーションというのを作って、ある程度の個別の家の戸数の単位でステーションを作って、そのステーションにそれぞれの御家庭が持って来ていただいて、そのステーションに収集車が行って収集すると。こういう一般家庭の収集の仕方をします。他の市では個別に1件1件収集するというところもございます。なので、収集の仕方というのは一般家庭ごみで違う。それから事業系のごみ、いわゆる旅館さんから出るごみであったりとかコンビニエンスストアから出るごみであったりとか、その事業系のごみというのも、それぞれの市町によって収集の仕方というか、中間処理施設へ持って来

ていただく搬入の仕方が違うということでございます。宮津市の場合は基本的には事業系のごみは、直接クリーンセンターに持って来てねということにしておりますが、小さい、いわゆる個人事業主みたいなところとか、会社組織にしても家庭ごみと事業系ごみの区別がなかなかしにくい場合は、収集で、我々の所は市の委託の収集のごみとして扱わせていただいて、クリーンセンターに搬入しています。ただ、大きい事業所、社会福祉法人であつたりとか、それから大きなホテルさんとかそういったところは、先ほど事務局が申し上げた、一般廃棄物の運送を請負う業者というのが宮津市は許可を出して、それぞれの事業所さんに許可を出していますので。そういったところが担っていただいている。要は、大きい社会福祉法人の特別養護老人ホームの施設があるとしたら、そこが許可業者に直接お願いをして、うちの分を持って行ってくださいよと。搬送ができるのは、許可を与えた業者しかできないというふうに廃掃法上なっています。善意でうちがやってあげるわということではだめということで、自分の家から出たごみは直接搬入できるけども、他人の家とか事業者から出たごみを商売として許可を得ない業者が搬入するということは、法律上ダメということとなっておりますので、そういったことで宮津市は運用している。ただ、与謝野町さんがどういう運用をしているかということ、僕はちょっと詳しくは分からないので、それはそれぞれの市町によって、これまでの経緯も含めてごみの収集の仕方はいろいろあると思いますので、なかなか一律に何か良いとか悪いではなくて、それぞれの町でそれぞれの収集の仕方があるということで御理解をいただければなと思っております。

○議長（河原末彦） 今井浩介さん。

○議員（今井浩介） 大変勉強になりました。いろいろと収集の仕方があるのだなということで、勉強をさせていただきました。その中でも、今回はごみの搬入車両が増えた要因としては、そういった許可業者の台数が増えたというふうに認識をさせていただきました。ということは、一般家庭であつたりとか、小さなものの台数が逆に減ったのかなというふうにも取れますし、以前であればなかなか搬入をお願いしても、なかなか受け付けてくれないというような当初いろんな声もあつた中で、最近は聞かなくなってきました。そういったところで、大変努力はしていただいているのかなと思いますし、なるべく一般からの持ち込みをせずともごみステーションなりで出せる方法で持って行ってもらえるものが、もう少し簡単なルール付けになっていけば住民の方も喜ばれると思いますし、クリーンセンターができたことによってどっちかといえば分別が増えてしまっているのも、そういった分別というところが非常にネックだというふうな声は未だに続いております。そこを解消するには、なるべくサービスであつたりとか、もう少しやり方を少し変えれば、もしかしたら分別が2つ3つ減るのかなとか、そういった暮らしに今後役立つようなサービスの向上に是非ともつなげて、難しいかもしれませんが、つなげていただければなというふうに思います。以上でございます。

○議長（河原末彦） 他にご質疑はございますか。宇都宮綾さん。

○議員（宇都宮綾） 確認させていただきたいと思うのですが、先ほど少し触れていただいておりますけども、決算書のところでの除雪の委託料のことです。金額をお願いしたいのと、実際にですね、雪の降る地域ではありますけども、稼働日数といいますか、この年度はどうだったのか。また、積算というのはどういうふうに考えたらいいか伺いたいと思います。以上です。

○議長（河原末彦） 森口事務局長。

○事務局長（森口英一） 除雪の関係の御質問です。除雪の費用ということでございますけれども、令和6年度の出動回数12日間で34.5時間稼働をしておるという状況です。金額は、13ページに記載をしておりますけれども、先ほど申しました12日間34.5時間で151万9,100円という決算ということでございます。委託料の積算です。センターの運営委託をしておりますタクマJVが除雪の業者を選定いたしまして、その除雪業者と契約しているということです。それを精算する形で、組合から支払いをします。こういうふうな形になってございます。要は、見積合わせということだというふうに思っております。以上です。

○議長（河原末彦） 宇都宮綾さん。

○議員（宇都宮綾） 分かりました。除雪の分は委託ということなのですが、そもそも当初の時から除雪については別という考え方かとは思いますが、本来そこも含めて考えるべきだったのかなと思うのですね、委託の中にですね。そのあたりのお考えを再度伺いたいと思っております。それと、実際に除雪するときの機械というのはタクマさんがお願いしているところの機械を持って来てされているのかということも確認させていただきたいと思います。

○議長（河原末彦） 森口事務局長。

○事務局長（森口英一） その契約当初に、除雪料金も契約に含めた方がよかったのではないかと御質問です。私も聞き及んでいる中においては、そのような折衝をしておったということです。交渉はしておったということです。ただ、タクマさんJV側からすると、除雪については不透明なところがあるということで契約の本体の中には組み入れない、入れてほしくないというようなことがあって、結果としては別個の契約にさせてもらっているということになったというふうに聞いております。それから、結果としてはタクマさんに別契約で除雪料金を払うということになりますけれども、タクマJVが委託をしている相手方は、個別名称は控えますけれども、宮津の市内業者を除雪業者として選定をして委託をしているということでございます。以上です。

○議長（河原末彦） 他に御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他の御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第6号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○議長（河原末彦） 起立全員であります。本件は原案のとおり認定されました。

○議長（河原末彦） 日程第5一般質問であります。一般質問の通告がありませんでした。

○議長（河原末彦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、令和7年第2回（10月）宮津与謝環境組合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（午後2時50分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宮津与謝環境組合議会議長

河 原 末 彦

会 議 録 署 名 議 員

坂 根 栄 六

同 上

松 本 隆